

第 19 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 1 月 28 日（金）午後 2 時 00 分から午後 3 時 55 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（22 名）

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	棚	範貴
	2 番	小林	信也
	3 番	山下	浩昭
	4 番	橋本	浩弥
	6 番	中村	富士男
	7 番	田村	信夫
	8 番	高野	英一
	9 番	佐藤	雅典
	10 番	森	勤子
	11 番	帰山	茂義
	12 番	井田	留吉
	13 番	澤邊	佳範
	14 番	佐藤	悦啓
	15 番	高橋	孝二
	16 番	多田	篤
	17 番	黒田	龍司
	18 番	吉田	正宏
	19 番	渡邊	ひろ子
	21 番	湯佐	茂雄
	22 番	松本	誠

4 欠席委員

5 番	西田	利幸
20 番	佐久間	博孝

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第 1 号 意見書に対する幕別町からの回答について
- 第 2 号 農地所有適格法人報告書の受理について
- 第 3 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

- 第 1 号 農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整備計画の変更について
- 第 2 号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

- 第3号 農用地の買入協議に係る要請について
 - 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第6号 現況証明について
 - 第7号 農地の賃借料情報について
- 協議
- 第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
忠類支局長	高橋 宏邦
農地振興係長	菅原美栄子
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主事	大西 千春
農地振興係主事	石塚 瑤人

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第19回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。 議事録署名委員に10番森委員、15番高橋委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、5番西田委員、20番佐久間委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告申し上げます。
議長	次に、報告第1号「意見書に対する幕別町からの回答について」を議題といたします。 事務局から報告第1号の説明をいたします。
事務局長	報告第1号、意見書に対する幕別町からの回答について、令和3年11月30日に提出した意見書について、令和4年1月21日に幕別町から回答があったので報告いたします。 別添にあります「報告第1号資料1」をご覧ください。 当該文書は、町長から農業委員会会長宛に発出されました、農業委員会からの意見に対する回答書であります。 本農業委員会からの意見書の内容につきましては、昨年11月開催の第17回総会においてお示ししておりますことを踏まえまして、本日の説明は省略させていただきます。

議長	それでは、回答書についてご説明を申し上げます。 【報告第1号資料1に基づき説明】 以上で説明を終わります。 報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第2号の説明をいたします。
事務局	報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、[REDACTED] [REDACTED]ほか計6法人から提出がありましたので報告いたします。 書類等完備されておりましたので受理いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から、報告第3号1番から3番について説明をいたします。
事務局	報告第3号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。 案件は、議案書2ページから3ページの、今月17日及び18日に町公社が利用調整を行った3件であります。 内容につきましては記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第3号1番から3番を終わります。

ここで、次の議案審議の準備のため、暫時休憩いたします。

議長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

議案第1号について、事務局から説明をいたします。

事務局長

議案第1号、農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整備計画の変更について、同法施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、幕別町から意見を求められておりますことから、審議をお願いするものであります。なお、本整備計画の変更内容につきましては、農林課より説明いたします。

農林課長

経済部農林課長の香田です。本日はよろしくお願いいたします。

初めに説明員を紹介いたします。

参事の渡部です。

農林課参事

渡部です。よろしくお願いいたします。

農林課長

農政係長の小野です。

農政係長

小野です。よろしくお願いいたします。

農林課長

委員の皆様には、日頃から本町の農業振興はもとより、町政全般にわたり、ご理解とご協力を頂いておりますことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

議案の説明の前に、私の方から、農業振興地域整備計画の全体見直しに至った経緯について、簡単にご説明いたします。

はじめに、農業振興地域制度についてご説明いたします。昭和44年に制定された「農業振興地域の整備に関する法律」いわゆる農振法に基づきまして、国が「農用地等の確保等に関する基本方針」を定め、これに基づき、道が「農業振興地域整備基本方針」を定めるとともに農業振興地域を指定して、農業振興地域の指定を受けた市町村が、国や道が定める基本方針に即して、今回の「農業振興地域整備計画」を定めております。これらが国内の農業生産の基盤となる農用地等の確保を図るための基本となる制度となっているものです。

本日の案件につきましては、「幕別町農業振興地域整備計画」が平成29年3月の全体見直しから概ね5年が経過しておりまして、また、北海道の方で令和3年5月に「北海道農業振興地域整備基本方針」を見直しており、さらに、法第12条の2第1項に基づく基礎調査を実施しておりまして、その結果、変更する必要が生じたことから、農振法第13条第1項に基づく、市町村整備計画の全体の見直しとして、所要の変更を行うものであります。

また、農業委員会につきましては、農地の流動化や利用調整など整備計画を推進するうえで重要な役目を担っておりますことから、これらの施策が適切に行われるように、法規則第3条の2第2項に基づきまして、今回審議いただくものであります。

以上が変更に至った経緯でありますけれども、議案につきましては、担当係長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは私の方から農業振興地域整備計画の内容につきまして、ご説明させていただきます。

「幕別町農業振興地域整備計画書」の1ページ目をご覧ください。整備計画書の1ページ目であります。はじめに第1の「農用地利用計画」であります。町全体の土地利用の構想として掲載しております。下から5行目ですが、北海道の基本方針に基づき、農業農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域における共同活動や、農地中間管理機構を活用した担い手に対する農地の集積、集約化を促進し、計画的な土地利用を図ることとしております。表の中身であります。現在ということで令和3年の数値を掲載しております。こちらは後ほど、資料1の方でご説明いたしますが、編入、除外、用途区分の変更など、見直し前の現況の数字となっております。目標の数値でございますが、農用地と農業用施設用地の数値につきましては、後ほど資料1で説明する部分を反映した、見直し後の面積となっております。また、森林、原野につきましては、下の注釈にも書いてございますが、登記の地目が山林、原野となっている面積と、それと地目が農地ですが、現況は山林、原野となっている面積を合算したものとなっております。

次に2ページ目をご覧ください。イの「農用地区域の設定方針」であります。現計画を基本とし、10ヘクタール以上の集団的な農用地などの設定方針について示しております。また、2ページの下段になりますが、農用地等の利用方針について掲載しております。町全体をA-1地区、A-2地区、A-3地区の3地区に分けておりますが、A-1地区は千住、相川、途別など町全体という北部に位置する地域でございます。A-2地区は、A-1地区から南に駒畠、弘和までの中部地域であります。A-3地区は南部地域となり、忠類地域であります。この3地区のそれぞれの地域特性に合わせた土地利用の方向を示しております。

次に4ページ目になります。「第2 農業生産基盤の整備開発計画」ですが、本町においては従前から畑総事業などで、基盤整備を行っているところであります。しかしながら、当初の整備が完了してから数十年が経過した圃場は排水効果が無くなってきておりますことから、担い手農家の規模拡大や農地の集約化を踏まえた中で、長期的な計画を策定しております。

今後の整備計画といたしましては、5ページ目の表にあります、「相川1地区 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）」他6事業についてご説明いたします。皆さまにお配りしております、A3の図面をご覧ください。一番上段に「付図1号 土地利用計画図」、1枚めくっていただきますと、「付図2号 農業生産基盤整備開発計画図」があります。こちらの資料につきましては、字が小さくなっております。右下に書いている字につきましては、計画書の中に記載しているとおりでございますので、整備計画書と併せて図面の方をご覧ください。

はじめに、図面番号①番の「相川1地区 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）」でございます。こちらは、計画樹立調査を行いまして、事業内容を精査した結果、明渠排水路が585メートル、受益面積を59.9ヘクタールに変更するものであります。

次に計画書の②番。こちらは「幕別地区 農業水路等・長寿命化・防災減災化事業（長寿命化対策）」となっております。こちらは幕別ダムの通信設備の更新を行う事業であります。備考欄に記載のとおり、事業開始年度を令和5年度以降に変更するものであります。

次の③番。「忠類地区 農業水路等・長寿命化・防災減災化事業」につきましては、変更はございません。

次の④番から⑦番はいずれも道営事業ですが、その事業名を記載のとおり、道営の「水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備型)」に変更いたしまして、事業の概要、および受益面積を表記のとおり変更するものでございます。

なお、4つの道営事業につきましては、着工予定年度に変更はございません。

それでは、これから説明いたします計画の構成につきましても、ここで説明をさせていただきます。見開きの4ページ、5ページの整備計画書の方であります。左側4ページの「第2 農業生産基盤の整備開発計画」では、1番「農業生産基盤の整備の方向」から、右側の5ページ、4番「他事業との関係」までの4項目で構成されております。この構成につきましては、国のガイドラインなどに掲げられた項目を基に作成したものでありまして、6ページ以降も同様に、国のガイドラインを基に構成をしております。このため、項目は掲げていても、その取り組みが計画されていない場合は、該当なしと記載しております。

6ページ目をお開きください。「第3 農用地等の保全計画」であります。令和2年度の調査では、耕作放棄地は認められておりませんが、将来的には高齢化の更なる進行や担い手不足により、耕作放棄地の発生が懸念されますことから、農業委員会、農業振興公社、農協等と連携をいたしまして、新規就農者の積極的な受入れ等によって、担い手不足等により生じる、耕作放棄地の発生防止に努めるとしております。また、「農用地等保全整備計画」につきましては、現在事業計画がないことから、該当なしとしております。

次に右側の7ページをご覧ください。「第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」であります。「効率的かつ安定的な農業経営の目標」といたしまして、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想というものがございまして、その中で示しております、現行の営農類型別の経営指標を7ページから14ページまで掲載をしております。合計して17の類型を掲載しております。

なお、この営農類型につきましては、本年度、基本構想の見直しにつきましても、現在作業を進めております。大きく営農類型を変える予定はありませんが、見直し後の内容が固まりましたら、改めてご説明をさせていただきたいと思っております。また、その際には、当該箇所について変更したいと考えております。

それでは15ページをご覧ください。2番であります。2番「経営規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用促進を図るための方策」について掲載しております。これまで、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対して、町、農業振興公社や農業委員会が中心となって、農用地の利用集積を進めております。今後、農業従事者の高齢化の更なる進行や、担い手不足等による労働力不足が予測されますことから、さらに経営規模の拡大が見込まれる中、集約された農地をいかに効率よく使用するかが重要となります。このことから、省力化や軽労化、高品質化を図るため、ロボット技術やICT等の先端技術を活用したスマート農業を推進し、また、安定した農業経営を実現するために、経営の法人化を推進することとしております。

次に17ページになります。ここでは、「農業近代化施設の整備計画」について掲載しております。重点作物ごとに既存施設の有効利用や施設整備を図り、生産の合理化を推進することとしております。

次に19ページをご覧ください。こちらは「第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」であります。「まくべつ農村アカデミー」での研修、各種研修や新規就農者に対する奨励金などの支援を図り、担い手の育成を通じて、農業、農村の活性化に努めることとしております。

なお、中段にあります、2番「農業就業者育成・確保施設整備計画」につき

ましては、19 ページから 22 ページまで掲載しております。

なお、22 ページの表の下に書いておりますが、「付図 5 号 農業就業者育成・確保施設整備計画図」をお配りしておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、右側の 23 ページをご覧ください。第 7 といたしまして、「農業従事者の安定的な就業の促進計画」を掲載しております。町の農業経営は 8 割強が専業農家でございまして、残りの 2 割弱が兼業農家となります。町内での就業機会の確保や拡大を推進するものであります。

なお、23 ページの表につきましては、前回と変わりありませんが、町内全農家に対するアンケート調査の中で、兼業農家の方々の従業地が、町内か町外かというものをまとめたものとなります。

次に 25 ページになります。「生活環境施設の整備計画」であります。こちらは近隣センターや担い手会館など、既に整備済みでございます。整備計画書の説明については以上であります。

なお、新旧対照表につきましてもお配りしておりますが、説明の方は省略させていただきますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に A 3 の資料にお戻りいただきまして、先ほど見ていただいた付図 2 号の前に付図 1 号というのが付いております。こちらは、A 3 の資料で土地利用計画図となっております。図面が小さくて非常に見にくいとは思いますが、ここでは全体をお示しするために縮小版を添付させていただいておりますので、ご了承ください。この図面の中で、青の線で囲まれた部分。こちらの地域は農業振興地域となっており、一部、道有林及び町有林と、都市計画法における市街化区域を除いた部分が指定されており、概ね町村界に沿った形となっております。また、図面の中で色塗りがされております、図面の右下に凡例でお示しております、少し小さいですが、黄色が農地、それとオレンジで点在しておりますのが、農業用施設用地となっております。青の線で囲まれた農業振興地域の中で、色の付いていない部分につきましては、俗に言う白地という部分で、農業振興地域内ではありますが除外された土地となっております。加えて、赤い点線で区域が 3 つに区切られております、土壌や土地利用形態、営農形態の大まかな実態に基づいて、字界によって地区割りをしております。

先ほどの計画書の中でも説明しておりますが、この図面を併せて計画書にお戻りいただきまして、ご覧いただきたいと思います。

計画書の 3 ページをご覧ください。図面で A-1 地区となっております、先ほども説明いたしましたが、千住、相川、途別、こういった地域が幕別町の北側の地区となっております。計画書にありますが、右側の 3 ページの中段になります A-1 地区は肥沃な土壌に恵まれた、比較的経営面積の小さい農家の多い地区であり、小麦、てん菜、馬鈴しょ、豆類の他、国道 38 号線沿いを中心として、野菜地帯が形成されており、農地につきましては 2,977 ヘクタール、農業用施設用地が 66 ヘクタールとなっております。

次に A-2 地区であります、こちらは A-1 地区から南に行きまして、駒島、弘和までの町の中部地区となっております。この地区につきましては、大部分は高台地であって、1 戸当たりの経営面積が比較的大規模な畑作、酪農複合経営地帯となっております。

なお、農地につきましては 1 万 4,838 ヘクタール、採草放牧地が 14 ヘクタール、混牧林地につきましては 5 ヘクタール、これらを合わせて農振農用地と呼ばれる面積の合計が 1 万 4,857 ヘクタールとなり、加えて農業用施設用地が 286 ヘクタールとなっております。

最後に A-3 地区であります、忠類地区全域となっております。この地区

につきましては、自然諸条件から大部分が牧草を主体とした飼料作物の作付けに利用され、酪農経営が主体の地域です。農地につきましては5,227ヘクタール、農業用施設用地145ヘクタールとなっております。

次に資料1の方をご覧ください。1枚目の今回の全体見直しをした結果の移動面積の総括を記載しております。

はじめに「編入」の欄でございます。編入についてですが、1番上段に書いております表の上の、「農用地利用計画の全体見直しにあたり」から始まる文章ですが、「現計画で非農用地の土地であって現況が農用地等と判断した土地を編入」とあります。こちらが主な編入の理由であります。①番の農地ですが、農地につきましては114万8,833.18平方メートルの増です。④番、農業用施設用地につきましては2,648.45平方メートルの増となり、合計をいたしまして、115万1,481.63平方メートルを白地から農用地区域へ編入しております。

次の表の真ん中、「除外」であります。現況が明らかに農用地等でなく、容易に農用地等に復元し得ない土地について除外をしていくわけですが、①の農地につきましては、52万625.63平方メートルの減となります。④番、農業用施設用地。こちらが1万3,223.30平方メートルの減となり、合計いたしまして53万3,848.93平方メートルとなっております。

なお、表の下用途区分の変更でございますが、こちらは現に施設用地として利用されているものなどを、農地から施設用地、あるいは施設用地から農地に変更するような内容でございます。農地につきましては、マイナス5,824.48平方メートルとなります。これは農地を農業用施設用地に用途変更しているものですので、マイナスとなっております。逆に④番、農業用施設用地はプラスとなっております。

なお、これらの用途区分の変更につきましては、農用地区域内の面積の移動ですので、農用地区域の増減には影響しないものとなります。

これらの移動の結果、編入で増える面積から除外で減る面積を差し引きいたしますと、表の下段になりますが、今回の見直しで61万7,632.70平方メートルの農用地区域が増加となっております。

次に、2枚目をご覧ください。こちらは現況の農用地区域から先ほど説明しました編入や除外、用途区分の変更をそれぞれ用途別に面積を増減させたものとなっております。まず、この表の説明でございますが、単位といたしましてヘクタール表記となっております。それと括弧書きにしておりますのが、平方メートル単位となっております。はじめに、一番上段の現況でございますが、表の左から3列目の「農地」と4列目の「樹園地」、こちらは0ですので、合計したものが「計」ととなっております。それに、次の「採草放牧地」を足したものが、中段より1つ右側の「合計」ととなっております。それと「混牧林地」、「農業用施設用地」、この3つを足したものが左側から2列目の「総面積」ととなっております。また、編入面積はプラス、除外面積はマイナスとなっております。これらを合計いたしますと、「見直し後」といたしまして、総面積が2万3,559ヘクタール、現況から62ヘクタールの増となっております。

次に3枚目をご覧ください。こちらでは用途区分ごとの編入、除外、用途変更面積の内訳についてご説明をいたします。

まず①番の「農地」であります。農用地の内、農地の面積は基礎調査の結果、2万3,042ヘクタールとなり、62ヘクタールの増加となっております。内訳についてですが、編入につきましては、白地から農地へという事で、右の備考欄で読み上げますが、115ヘクタールの増となっております。除外につきましては、農地から白地へということで52ヘクタールの減、加えて用途変更による増、農業用施設用地から農地へ3ヘクタールの増、そして用途変更による3

ヘクタールの減、合計いたしまして62ヘクタールの増となっております。

次に②番の「農業用施設用地」でございますが、こちらは農用地の内、農業用施設用地の面積は基礎調査の結果497ヘクタールとなり、1ヘクタールの減少となりました。内訳についてご説明いたします。表の編入でございますが、こちらは増減ございません。除外につきましては、農業用施設用地から白地へということで1ヘクタールの減。用途変更による増。こちらは農地から農業用施設用地ということで3ヘクタールの増。そして用途変更による減ということで、3ヘクタールの減を合計いたしまして1ヘクタールの減となっております。

③の「その他」の区分での基礎調査による変更はございません。

資料の説明は以上であります。

加えて、皆さまにお配りしております資料の最後になります「幕別町農業振興地域整備計画の変更に係る予定スケジュール」についてご説明をいたします。

まず、今回の総会でご説明させていただいたことに異論等が無いようでしたら、その異論が無い旨の意見書というものをいただきまして、各農協、森林組合にも同様に意見聴取を行った後、十勝総合振興局と事前協議を開始していきたいと考えております。当計画内容につきまして、各関係機関からの意見聴取や振興局との事前協議において、ご意見、ならびに振興局の指摘を受けた場合に、今ご説明した計画書の内容を変更することもあるかと思いますが、その変更につきましては、軽微な変更ということで、改めて説明することを省略させていただきますので、ご理解願いたいと考えております。十勝総合振興局との事前協議において計画の変更に対して異論の無い旨の回答を得た後、公告、縦覧と意見書の提出期間、異議申立期間を経て、その後、北海道との本協議をすることになっております。この本協議で、北海道知事の同意が得られた後に、町が決定公告をして手続きが完了となります。振興局の同意が出るタイミングにもよりますが、スムーズに事務が進行いたしますと、4月末には決定公告をすることが出来る見込みとなっておりますが、十勝総合振興局との協議、または異議申立て等によっては、さらにこのスケジュールが延びる可能性もあることをご理解いただきたいと思います。

大まかな説明内容となりましたが、説明につきましては以上で終わります。

議長

議案第1号について説明を申し上げました。質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

吉田委員。

18番

冊子の計画書、5ページの表の備考に「R4年度以降」、「R5年度以降」、と書いてありますが、これは、この年度以降に事業が始まるということでしょうか。

農林課参事

今お話にありました備考欄の期間ですが、基本的にはこの年から始まるということで、これが着工年とご理解いただきたいと思います。ただ、諸般の事情ですとか、特に道営事業につきましては、計画樹立というのを事前に行いまして、中身について審査が行われますので、間違いなくという話ではないですが、現在、町が持っている農業、農村の関する計画では、これが着工年という考え方であります。

18番

わかりました。もうひとついいですか。

議長

どうぞ。

18 番

何年か前の話ですが、十勝川流域の泥を客土するという事業があったと思いますが、台風の影響等で結局、その事業については最後まで完了したのでしょうか。

農林課参事

おそらく、平成 28 年の台風のことだと思いますが、あの当時、十勝川の泥といたしましても、池田河川事務所がやっている事業ですので、その土を運んでいたのは、当時、池田河川事務所管轄の町村が管理していましたので、受け取っていたのですが、あの台風で芽室、清水、帯広が多大な農地被害を受けまして、急遽、土を一時的にそちらに回してくれないかという協議がありまして、平成 28 年、29 年、30 年ぐらいまでその災害復旧のため使われたということで、こちらの方に土は回ってこなかったと私は記憶しております。しかしその後、再開したのですが、その十勝川の掘削事業というのが、今年ではほぼ完了いたしましたので、池田河川事業所の方は十勝川の作業が終わったものですから、今、利別川の方へ行っております。加えて、農家の方が欲しい泥炭につきましては、利別川は出ないので、農家の方に色々聞きながら、欲しい方どうぞということですが、量も出ないですし、それから農家の方もあまり欲しがらないということで、停滞していましたが、その事業も今の予定でいきますと、今年度で完了といわれています。ですから、来年度以降については、少し見通しがつかないのですが、土は次第に十勝川に溜まりますが、開発建設部による、再びの掘削作業が開始されるのは、今のところ待つしかないという見解であります。ご希望にはかなり添えられていないまだ 200 戸近い方が要望を挙げていただいているのですが、なかなか皆さんに行き渡るというような事業には、現在至っていないというのが実情でございます。

以上です。

議長

今の説明でお分かりいただけましたか。

18 番

はい。

議長

他にございませんか。
黒田委員。

17 番

この整備計画につきまして、数年前に取りまとめをした受益面積に関しては、もし増減があった場合は認めてもらえるのでしょうか。

農林課参事

おそらく、今のお話は古舞第 2 地区だと思いますが、実際に事業立ち上げる前に、今おっしゃったようにどれだけの事業量があるのかという事で、アンケート調査に近いような形では調査しています。先ほど言いました計画樹立の前に、だいたいそれを詰めるという事で、この事業開始、これでいきますと令和 8 年度着工予定ということは事業費にもよりますが、令和 6 年、7 年の調査計画、場合によっては、10 億円以下の事業費ですと 1 年で調査計画が終わりますので、令和 7 年度の調査計画となりますが、その前段で改めて聞き取りというのを行います。そのため、面積につきましては近くなって、その時期になってから、皆さんの生の声を聞いて、実際会って聞き取りますので、それについては、この数字はどんどん変わっていきますので問題ないかと思います。その時に、ご要望していただければと思います。

現在、明倫、新和、西幕別、この辺りが近くなってきていますので、今年に

	ついても聞き取り調査を行っております。 以上です。
議長	その他、質疑ございませんか。 多田委員。
16 番	整備計画書の 7 ページで、色々な経営形態の事例で、「経営の目標」と出ておりまして、最初に「園芸専業」とありまして、忠類はゆり根を特産でやっているのですが、ゆり根の販売球 1 ヘクタール、ゆり根の養成球 0.5 ヘクタールで、休閒緑肥が 1.5 ヘクタール、経営面積が 3.0 ヘクタールとなっておりますが、要するにこれであれば 2 年で輪作を回していくような、表と裏で返していくようなやり方だと思いますが、実際にゆり根を作っている人の話では、だいたい 5 年くらい空けないと病気が出るので、実際には販売球 1 ヘクタール、養成球 0.5 ヘクタールで 1.5 ヘクタール使うならば、約 10 ヘクタール持っていないと輪作を回せないという声を聞いております。ですので、もし可能であれば、経営面積と休閒緑肥を約 6 ヘクタールから 7 ヘクタール持たないと、ゆり根の経営としては回らないと思います。もし変更ができるのであれば、変更した方がよろしいのではないのでしょうか。
農林課長	こちらはですね、今まさに基本構想の見直しをしておりますので、ここに記載しているのは、あくまでも平均的な農業経営のモデルとなっております。今後、農業改良普及センターと農協等とも協議をしておりますので、その中でもし変更があれば、基本構想の中で見直していきたいと思っておりますので、それはまた改めて、農業委員会にご意見を求めたいと考えております。 以上です。
16 番	よろしくお願いします。
議長	他にございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとしますがよろしいですか。 (発言なし)
議長	議案第 1 号「農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整備計画の変更について」は異論のないものとする事で異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号は異論のないものと回答することに決定いたしました。 ここで説明員退席のため、暫時休憩いたします。
議長	休憩を解き、会議を再開いたします。

事務局	次に、議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第2号1番から15番について、事務局から説明をいたします。 議案第2号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により、合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第2号1番から15番について、議案書をもとに朗読】 1番から2番、5番から6番及び13番から14番の案件は借換えのため、3番から4番及び7番から12番の案件は売買のため、15番の案件は返還のため解約するものです。 農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。 以上で説明を終わります。 議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし) 議長 質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第2号1番から15番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について異議ございませんか。 【全員異議なし】 議長 異議なしとします。よって、議案第2号1番から15番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長 事務局 議長	次に、議案第3号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。 事務局から議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。 議案第3号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づき要請をすることについて審議を求めます。 【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】 以上で説明を終わります。 議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 議案第4号1番から8番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。 【議案第4号1番から8番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから4ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号1番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号1番から8番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号9番から12番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号9番から12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページから6ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番

2 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号9番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号9番から12番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号13番から22番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号13番から22番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページから11ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番

6 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号13番から22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号13番から22番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号23番から30番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号23番から30番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページから15ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。はじめに、25番から30番の案件につきましては、本来の地区担当委員は西田委員ですが、本日総会を欠席しておりますので、代わりに私の方からこれらの案件をあわせて説明いたします。

23番から26番の案件は更新、27番から30番の案件は、前耕作者の後継者への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号23番から30番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号23番から30番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号31番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号31番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書16ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は西田委員ですが、利

用調整会議には私が地区担当委員として出席いたしましたので、私の方から説明いたします。

本件は、令和3年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号31番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号31番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号32番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号32番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書16ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は佐久間委員ですが、本日、都合により佐久間委員が総会を欠席されましたので、一緒に利用調整会議に出席した私の方からご説明いたします。

この案件は、令和3年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号32番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号32番は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、議案第4号33番について、事務局から説明をいたします。
事務局	所有権に移ります。
	【議案第4号33番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書17ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19番	19番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は山下委員ですが、利用調整会議には私が地区担当委員として出席いたしましたので、私の方から説明いたします。 この案件は、今月17日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。 以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号33番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号33番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号34番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号34番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書17ページの下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。この案件は、令和3年12月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。 以上で説明を終わります。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号34番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号34番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号35番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号35番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書18ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
4番	4番説明いたします。この案件は、令和3年12月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。 以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号35番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号35番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号36番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号36番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書18ページの下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番	11番説明いたします。この案件は、令和3年12月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。 以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号36番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号36番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号37番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号37番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書19ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。この案件は、平成30年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと考えております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号37番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号37番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と

いたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は西田委員ですが、本日欠席のため、私の方からご説明いたします。
本件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響がないと考えております。
 なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
 議案第5号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 賃借権に移ります。

【議案第5号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
 以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、今月19日に澤邊委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
 なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
 議案第5号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号5番は原案のとおり決定いたしました。

た。

議長

次の議案第5号6番につきましては、松本委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(22番 松本委員退席)

議長

それでは、議案第5号6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号6番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1 番

1番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は松本委員であります

が、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。本件は、今月19日に澤邊委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号6番は原案のとおり決定いたしました。

(22番 松本委員着席)

議長

次の議案第5号7番につきましては、橋本委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(4番 橋本委員退席)

議長

それでは、議案第5号7番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号7番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書 7 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は橋本委員であります
が、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。
本件は、今月 19 日に澤邊委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺
農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろし
くお願いいたします。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 5 号 7 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 5 号 7 番は原案のとおり決定いたしまし
た。

(4 番 橋本委員着席)

議長 次に、議案第 5 号 8 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 5 号 8 番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書 8 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4 番 4 番説明いたします。この案件は、今月 19 日に澤邊委員、高橋委員、事務局
とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろし
くお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議長 議案第5号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号9番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は西田委員ですが、現地調査には、私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私の方から説明いたします。

本件は、今月19日に澤邊委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議長 議案第5号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号9番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第5号10番につきましては、吉田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(18番 吉田委員退席)

議長 それでは、議案第5号10番について、事務局から説明をいたします。

事務局	所有権に移ります。 【議案第5号10番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、別添調査書10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
4番	4番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は吉田委員であります。が、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。本件は、今月19日に澤邊委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。 なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号10番は原案のとおり決定いたしました。 (18番 吉田委員着席)
議長	次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。 議案第6号1番、2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第6号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第6号1番、2番について、議案書をもとに朗読】 以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11番	11番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に澤邊委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願い

	たします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号1番、2番について、願い出のとおり証明することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号1番、2番は願い出のとおり証明することに決定いたしました。
議長	次に、議案第7号「農地の賃借料情報について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第7号、農地の賃借料情報についてご説明いたします。 農地の賃借料情報につきましては、農地法第52条の規定に「農業委員会は、農地の農業上の利用等の増進に資するため、借賃等の情報提供を行うこと」と定められており、幕別町農業委員会においては、平均額の2倍を超える賃貸借について、指導を行うこととなっております。 本日、ご審議いただく内容は、「普通畑と牧草畑の賃借料について」でございます。 議案にあります賃借料の金額につきましては、農地法第3条の規定による賃貸借の許可、および農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の賃借権に伴う、令和3年1月から12月までのデータを基に作成しております。 本日は、平均額のみご説明いたします。 はじめに、1 畑の「普通畑」の部です。幕別地区低台の平均額は10,000円で、前年の8,600円から1,400円上がっています。幕別地区高台の平均額は7,500円で、前年の7,800円から300円下がっています。忠類地区の平均額は3,400円で、前年の3,800円から400円下がっています。 次に、2 畑の「牧草畑」の部です。幕別地区低台は案件がないため、有効な案件がありました平成23年の情報を記載しております。幕別地区高台の平均額は4,600円で、前年の3,700円から900円上がっています。忠類地区の平均額は3,000円で、前年の2,800円から200円上がっています。 なお、賃借料情報の提供方法につきましては、農業委員会だより、ホームページにより周知いたします。 以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし) 質疑なしとします。採決をいたします。

	議案第7号について記載のとおり決定し、農業委員会だより及び町ホームページにより賃借料情報の提供を行うことに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、協議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。 協議第1号について、事務局から説明をいたします。
事務局長	協議第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明申し上げます。 委員の皆様には既にご承知のこととは存じますが、令和元年10月、全国の農業委員会において、農地法違反等に関する不祥事が1年間に4件起こり、農林水産省から2回の綱紀粛正の通知が発出されたところでございます。 これを受けまして、同年に開催されました全国農業委員会会長代表者集会におきまして、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認され、本農業委員会では、令和2年1月29日に開催されました第31回総会から毎年ではございますが、1月に開催されます総会において、法令遵守の申し合わせ決議についてご協議いただき、決定してきているところでございます。 つきましては、北海道農業会議からは、毎年、同様の取り組みを行う旨の依頼がありますことを踏まえ、本農業委員会ではこれに応ずることを是とし、昨年決議いただいたものと同様の内容ではございますが、本日、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、ご決議いただくよう提案するものであります。 ここで、確認の意味を含めまして、決議文を朗読いたします。 【決議文朗読】 以上であります。
議長	提案理由の説明が終わりました。 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし) 質疑なしとします。採決をいたします。 協議第1号について、原案のとおり決議することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、協議第1号は原案のとおり決議することに決定いたしました。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第19回農業委員会総会を閉会します。

事務局

ご起立願います。ご苦勞様でした。